

平成 2 6 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 2 0 日 招 集
流 山 市

目 次

- 1 平成 2 6 年度流山市一般会計予算
- 2 平成 2 5 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 平成 2 6 年度流山市介護保険特別会計予算
- 6 平成 2 5 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 7 平成 2 6 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 平成 2 5 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 9 流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の制定について
- 1 0 平成 2 6 年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 1 1 平成 2 5 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 2 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 3 平成 2 6 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 1 4 平成 2 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 5 平成 2 6 年度流山市公共下水道特別会計予算
- 1 6 平成 2 5 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 7 平成 2 6 年度流山市水道事業会計予算
- 1 8 平成 2 5 年度流山市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 9 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 0 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 1 流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 2 2 流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 3 市道路線の廃止について

- 1 専決処分の報告について
- 2 専決処分の報告について

議案第 3 号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員の昇給を抑制するほか、住居手当の額を改めるためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の給与に関する条例（昭和２６年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項中「職員を」を「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第６項を次のように改める。

- ６　５５歳に達した日後最初に到来する４月１日以後に在職する職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第１０条の３第２項第１号イ中「１６，０００円」を「１５，５００円」に改める。

附　則

（施行期日）

- １　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
（流山市職員の給与に関する条例第４条の特例）
- ２　当分の間、この条例による改正後の流山市職員の給与に関する条例第４条第５項及び第６項の規定の適用については、同条第５項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第６項中「職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「４号給（職務の級が７級以上である職員にあっては、３号給）」とあるのは、「１号給」とする。
- ３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 4 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、
貯蔵所又は取扱所の設置の許可申請に対する審査等に係る手数料を引き上げるためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表中消防法第１１条第１項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可申請に対する審査（以下「危険物許可審査」という。）の項中「９１，０００円」を「９２，０００円」に、「８２０，０００円」を「８３０，０００円」に、「９９０，０００円」を「１，０１０，０００円」に、「１，１００，０００円」を「１，１２０，０００円」に、「１，４００，０００円」を「１，４２０，０００円」に、「１，６４０，０００円」を「１，６６０，０００円」に、「３，８５０，０００円」を「３，８８０，０００円」に、「５，０９０，０００円」を「５，１００，０００円」に、「１，１２０，０００円」を「１，１３０，０００円」に、「１，３３０，０００円」を「１，３４０，０００円」に、「１，４８０，０００円」を「１，５００，０００円」に、「２，１２０，０００円」を「２，１４０，０００円」に、「４，３３０，０００円」を「４，３５０，０００円」に改め、同表消防法第１１条の２第１項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査申請に対する審査（以下「設置完成検査前検査」という。）の項中「９５０，０００円」を「９９０，０００円」に、「１，６５０，０００円」を「１，７２０，０００円」に、「３，１８０，０００円」を「３，３２０，０００円」に、「３，８９０，０００円」を「４，０６０，０００円」に、「４，４５０，０００円」を「４，６５０，０００円」に改め、同表消防法第１４条の３第１項及び第２項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査の項中「４１０，０００円」を「４３０，０００円」に、「９２０，０００円」を「９６０，０００円」に、「１，１６０，０００円」を「１，２１０，０００円」に、「２，８３０，０００円」を「２，９５０，０００円」に、「３，４７０，０００円」を「３，６２０，０００円」に、「４，０００，０００円」を「４，１７０，０００円」に改める。

附 則

(施行期 日)

- 1 この 条 例 は、 平 成 2 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

(経 過 措 置)

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 流 山 市 手 数 料 条 例 別 表 の 規 定 は、 この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 の 申 請 に 係 る 事 務 に つ い て 適 用 す る。

議案第 9 号

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の制定について
流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市内の私立保育所で保育士の業務に従事しようとする保育士
養成施設の在学者に無利子で修学資金を貸し付けること及び一
定の条件の下でその返済の一部を免除することにより、市内の
私立保育所の保育士の人材確保に寄与するためである。

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、保育士養成施設に在学する者であって、市内の私立保育所で保育士の業務に従事しようとするものの修学を援助するための資金（以下「修学資金」という。）を予算の範囲内において貸し付けることにより、市内の私立保育所における保育士の人材の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。
- (2) 指定施設 本市と本事業への協力に関する協定を締結した保育士養成施設をいう。

(貸付けの対象者)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、市内の私立保育所において保育士として従事することを希望する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成27年3月に保育士養成施設を卒業する見込みのある者（指定施設以外の保育士養成施設に在学する者にあつては、原則として、本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。）
- (2) 平成28年3月に保育士養成施設を卒業する見込みのある者（指定施設以外の保育士養成施設に在学する者にあつては、原則として、本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。）

(貸付限度額等)

第4条 貸し付ける修学資金の額は、年額36万円を限度とする。

2 修学資金は、無利子で貸し付けるものとする。

(貸付けの申込み)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、市長に申し込まなければならない。

(修学資金の貸付けの決定及び契約の締結等)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。この場合において、市

長は必要に応じ、面接その他適切と認める方法を用いて選考することができる。

2 前項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、修学資金の貸付けについて市と契約を締結しなければならない。

3 前項の契約の締結に当たっては、第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者は、市長が修学資金の返済又は返還に足りる資力を有すると認める者のうちから自らと連帯して修学資金を返済し、又は返還する債務を負う保証人を立てなければならない。

(貸付金の返済)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者は、規則で定めるところにより、貸付金を返済しなければならない。

(契約の解除)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により修学資金の貸付契約を締結した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付決定を受けた日から第3条各号に定める日までの間にそれぞれ同条各号に規定する対象者の要件を欠くに至ったとき。ただし、本市の住民基本台帳に登録されなくなったことにやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 保育士養成施設を卒業した後、1年以内に市内の私立保育所において保育士として従事できなかったとき。

(4) 前号に規定する期限までに最初に市内の私立保育所において保育士として従事した後、当該従事から継続して市内の私立保育所において保育士として従事した期間が5年に満たなかったとき（第10条第2号に規定する場合を除く。）。

(返還)

第9条 前条の規定により、修学資金の貸付契約が解除されたときは、修学資金の貸付けを受けた者は、当該貸付けを受けた修学資金を、規則で定めるところにより返還しなければならない。この場合においては、当該返還に係る期間は、5年を超えることができない。

(返済債務の免除)

第 10 条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の返済の債務を免除するものとする。この場合において、返済を免除する債務の限度額は、貸付けの決定を受けた 1 年分の修学資金の貸付額に相当する額とする。

(1) 最初に市内の私立保育所で保育士の業務に従事した日（保育士養成施設を卒業した後、1 年以内のものに限る。）から起算して、引き続き市内の私立保育所における保育士の業務に従事した期間が 5 年に達したとき。

(2) 前号の期間が 5 年に達するまでの間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

(延滞金)

第 11 条 市長は、返済又は返還をすべき日までに貸付金の返済又は返還をしない者があるときは、当該貸付金の額にその返済又は返還をすべき日の翌日から当該返済又は返還の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該返済又は返還をすべき日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第 11 条に規定する延滞金の年 14.6 パーセント及び 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特

例基準割合適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

（この条例の失効）

- 3 この条例は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、現にこの条例の規定により、修学資金について返済又は返還の義務を有する者については、なおその効力を有する。

議案第 12 号

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による中小企業信用保険法の一部改正に伴い、条文の整備を行うためである。

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

流山市中小企業資金融資条例（昭和３８年流山市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第２項」を「第２条第３項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成２５年法律第５７号）の施行の日からこの条例の施行の日前までの間において、この条例による改正前の流山市中小企業資金融資条例の規定に基づき申請され、又は決定された融資については、この条例による改正後の流山市中小企業資金融資条例の規定に基づく申請又は融資の決定とみなす。

議案第 19 号

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、市営住宅の入居者の資格のうち、特に居住の安定を図る必要のある者として、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手等からの暴力を受けた被害者を加えるため及び引用している同法の題名を改めるためである。

流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年流山市条例第
２４号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第８号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に
関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する
法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第
２８条の２に規定する関係にある相手若しくは当該関係にある相手であ
った者からの同条に規定する暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第３
条第３項第３号」及び「第５条」の次に「（配偶者暴力防止等法第２８
条の２において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第１０条
第１項」の次に「（配偶者暴力防止等法第２８条の２において読み替え
て準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
流山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 条文を整備するためである。

流山市下水道条例の一部を改正する条例

流山市下水道条例（昭和60年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第28条第4号中「第19条の3第1項」を「第26条第1項」に改める。

第34条第7号中「第16条」を「第21条」に改め、同条第9号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第28条第4号及び第34条第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第34条第7号の規定は、この条例の施行の日以後において市長が行う改正後の条例第21条の規定による命令に対する違反について適用する。

議案第 21 号

流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の職に必要な
消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるためである。

流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例

（消防長の資格）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- （1）市において、消防職員として消防事務に従事した者であって、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- （2）市の行政事務に従事した者であって、市長の直近下位の内部組織の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

（消防署長の資格）

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- （1）市において、消防吏員として消防事務に従事した者であって、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。
- （2）市において、消防吏員として消防事務に従事した者であって、消防司令補以上の階級に3年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 22 号

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方公営企業法施行令の一部改正及び地方公営企業会計基準の見直しに伴い、利益の処分方法を改めるためである。

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年流山市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の２０分の１を下らない額を減債積立金又は建設改良積立金として積み立て、残余の額を」を「なお残額があるときは、毎事業年度に生じた未処分利益剰余金のうち、減債積立金を取り崩した場合における当該取り崩した額に相当する額、建設改良積立金を取り崩した場合における当該取り崩した額に相当する額及び当該年度に発生した長期前受金戻入の額に相当する額の合算額を超えない範囲で資本金に組み入れ、なお残額があるときは、減債積立金、建設改良積立金又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の流山市水道事業の設置等に関する条例第８条第１項の規定は、平成２６年度以後の水道事業会計の決算に係る利益について適用し、平成２５年度以前の水道事業会計の決算に係る利益については、なお従前の例による。

議案第 23 号

市道路線の廃止について

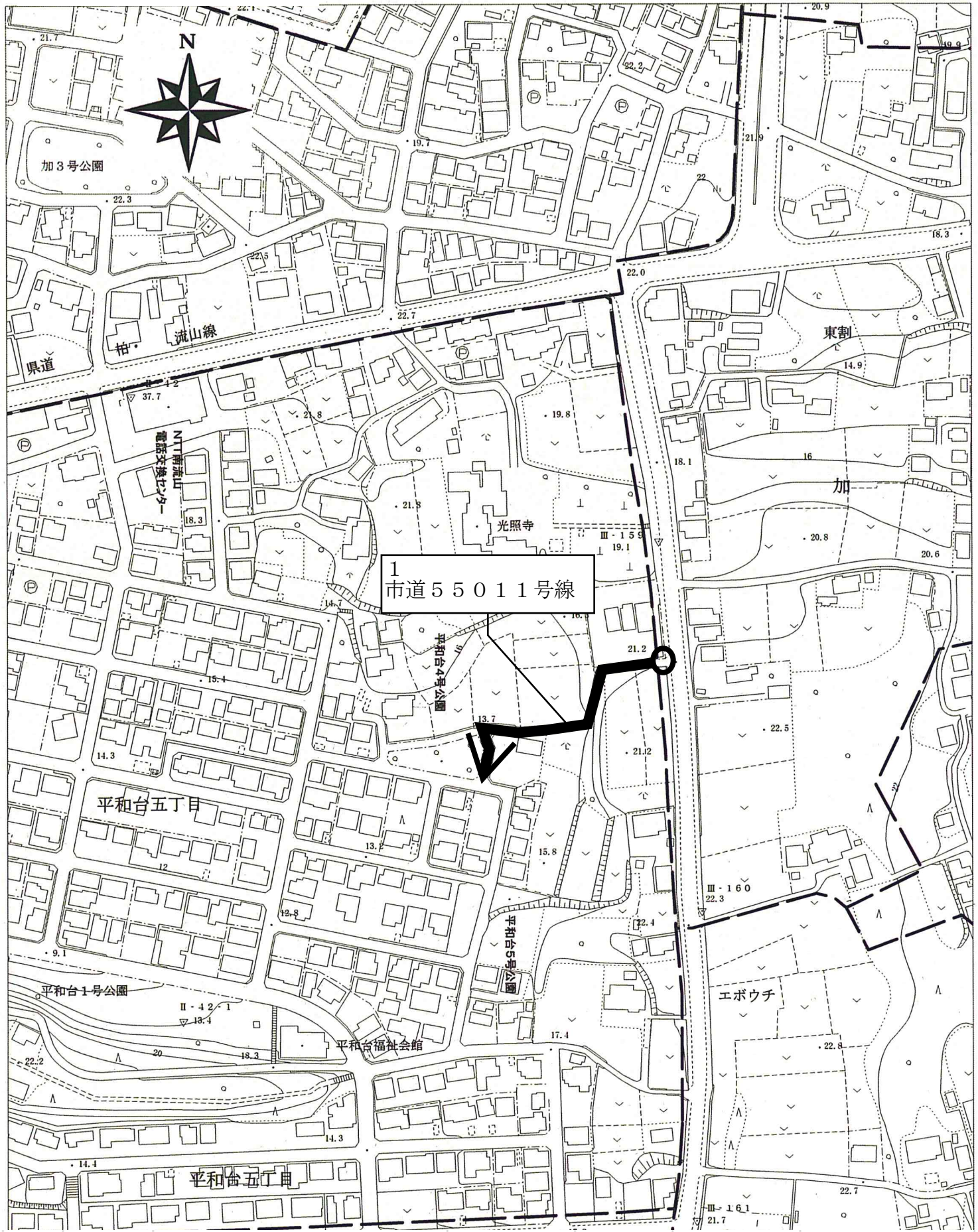
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

平成26年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

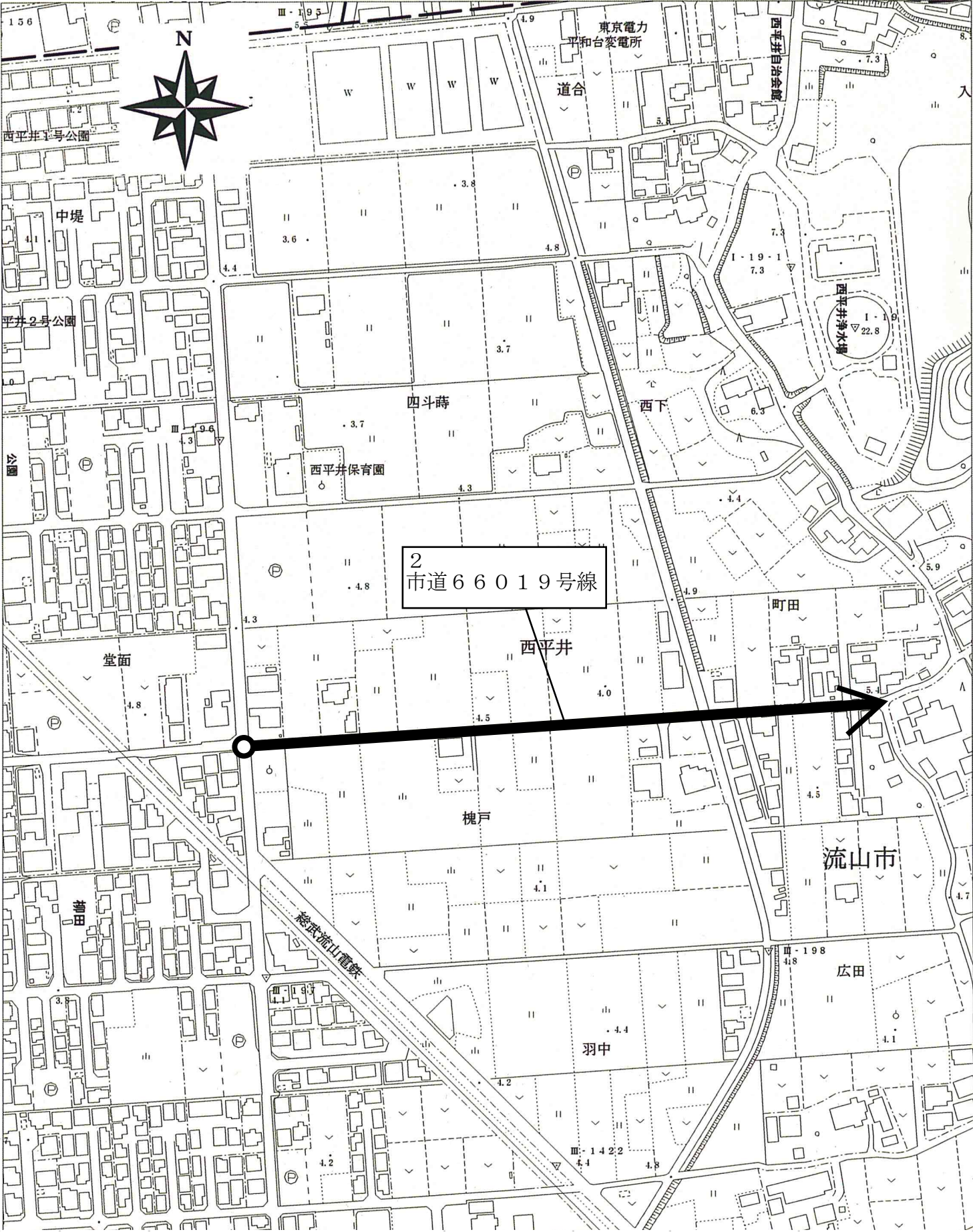
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	5 5 0 1 1	平和台 5 丁目区画 1 1 号線	平和台 5 丁目 4 0 6 番 1	
			同 所 7 3 0 番 1	
2	6 6 0 1 9	西平井区画 1 9 号線	西平井字槐戸 7 8 8 番 1	
			西平井字町田 7 2 5 番 4	

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項（図上測定）			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	55011	平和台5丁目区画11号線	137.62m	— m	137.62m	2.50～5.00m

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
2	66019	西平井区画19号線	313.62m	— m	313.62m	3.00~6.00m

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 2 月 20 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 12 月 4 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市民生活部コミュニティ課職員が資料配布作業を終えて帰庁し、公用車（市が賃借している自動車）を市役所駐車場に駐車しようとしたところ、駐車中の公用車（市が賃借している自動車）に接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 25 年 6 月 28 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番 1 地先
流山市役所第 1 庁舎南側駐車場 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 大阪府大阪市中心区農人橋二丁目 1 番
36 号
大和リース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 12 月 4 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 269,430 円 |

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部リサイクル推進課職員が事務連絡で森の
まちエコセンターへ向かうため公用車（市が賃
借している自動車）を運転し、対向してきた相
手方自動車と擦れ違おうとしたところ、当該自
動車と接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 2 5 年 9 月 2 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字小屋 1 4 6 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 4 0 , 0 0 0 円のうち、
2 0 , 0 0 0 円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 2 0 , 0 0 0 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年１２月１８日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 環境部リサイクル推進課職員が事務連絡で森のまちエコセンターへ向かうため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、対向してきた自動車と擦れ違おうとしたところ、当該自動車と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２５年９月２日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 千葉県流山市小屋１４６番１地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港５７番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２５年１２月１８日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ２３，３９５円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年１２月２５日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部生涯学習課職員が青少年指導の夜間パトロールのため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、道路を後進したところ、電柱に衝突したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２５年１０月３日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石４丁目１４１１番８８地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港５７番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２５年１２月２５日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １７８，８４６円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 1 月 7 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課職員が介護保険の認定調査の用務のため訪問した民家の敷地に公用車（市が賃借している自動車）を駐車させようとしたところ、当該民家の門扉に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 25 年 8 月 12 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山 7 丁目 6 4 2 番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 26 年 1 月 7 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 26,775 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 1 月 28 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課職員が介護保険の認定調査のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、道路を後進しようとしたところ、路肩の切り株に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 25 年 9 月 25 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市江戸川台東 2 丁目 197 番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 26 年 1 月 28 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 22,008 円 |

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 1 月 29 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 総合政策部マーケティング課職員がパンフレット配布業務のため運転する公用車（市が賃借している自動車）を民間駐車場で方向転換しようとしたところ、駐車していた相手方自動車に接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２５年７月２３日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山４丁目５０１番１地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２６年１月２９日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ３０４，１３７円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１月２９日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 総合政策部マーケティング課職員がパンフレット配布業務のため運転する公用車（市が賃借している自動車）を民間駐車場で方向転換しようとしたところ、駐車していた自動車に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２５年７月２３日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山４丁目５０１番１地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港５７番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２６年１月２９日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ９９，０８８円 |

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 2 月 3 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部環境政策課職員が緑のカーテン事業の
用務を終了し、公用車（市が賃借している自動
車）で帰庁中、信号待ちによる一時停止から発
進したところ、前方の相手方自動車に追突した
ことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成25年10月25日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台5丁目65番3地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成26年2月3日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 213,129円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 2 月 20 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市が管理する市民の森及び公園の樹木の管理^{かし}瑕疵による物
損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分し
たので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 12 月 5 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する市民の森の樹木の枯れ枝が落下し、隣接道路を通行していた相手方自動車を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 25 年 8 月 25 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字中野久木 5 番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市大字中野久木 5 番地
株式会社建匠仮設 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 12 月 5 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 238,197 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 1 月 30 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する公園の樹木の枯れ枝が落下し、当該公園に隣接している相手方建物の屋根を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 25 年 10 月 23 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字西深井 804 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 26 年 1 月 30 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 194,250 円 |